

<旧東海銀行にてお借り入れのお客さまの金利について>

下記は、旧東海銀行で住宅ローンをお借り入れいただいているお客さまを対象とした、利率見直しルールの説明と適用利率の例示です。  
 本例示は、2025年5月における、金利引き下げや保証料の金利組込等をご利用いただかない場合のものです。  
 ※2002年1月15日以降、条件変更(固定特約契約等)のお手続きをされている場合には、下記ルールに基づかない場合もありますので、くわしくは現在のご契約内容またはお取引店にご確認ください。

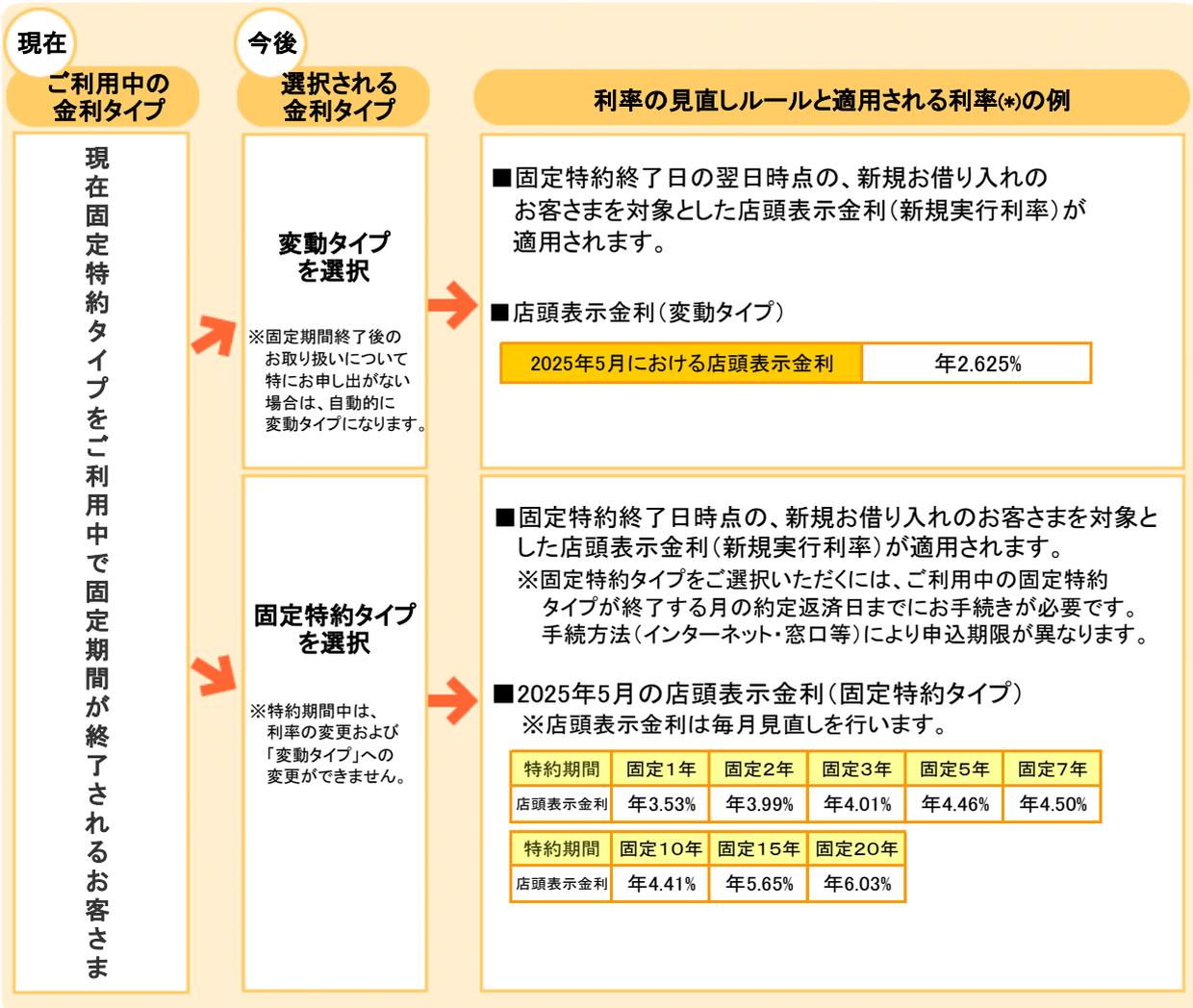
※基準となる利率には、下記で例示する短期プライムレート連動333長期貸出金利のほか、長期貸出最優遇金利(長期プライムレート)もありますので、くわしくは契約内容をご確認いただくか、お取引店までお問い合わせください。

※借入後、金利タイプを「変動タイプ」から「固定特約タイプ」に変更する場合(特約期間終了時に再度お選びいただく場合を含む)には、所定の手数料が必要です。  
[>金利タイプの変更についてくわしくはこちら](#)

※金利情勢等により、条件を変更する場合があります。

**ご注意**  
 実際に適用となる利率は、ご利用いただいている金利コースや、保証料のお支払方法等により異なりますので、契約書をご確認いただくか、お取引店までお問い合わせください。

【2025年5月1日現在】



(\*) 本利率は、金利引き下げや保証料の金利組込等をご利用いただかない場合に適用となる利率です。

**現在**  
ご利用中の  
金利タイプ

**今後**  
選択される  
金利タイプ

**利率の見直しルールと適用される利率(\*)の例**

引き続き  
変動タイプ  
を選択

**固定特約タイプ  
を選択**

※特約期間中は、利率の変更および「変動タイプ」への変更ができません。

**利率の見直し基準日**

■毎年4月・10月の第1平日窓口営業日を利率見直し基準日（以下、基準日という）とし、基準日における基準利率（当行の短期プライムレート連動長期貸出金利）と前回基準日における基準利率を比較し、基準利率の変動幅と同一幅で年2回適用利率を変更します。

【利率見直し基準日】

【利率見直し基準日 (年2回)】	【適用開始日】
毎年 4月の 第1平日窓口営業日	6月の約定返済日の翌日
毎年 10月の 第1平日窓口営業日	12月の約定返済日の翌日

【ご参考】基準日における基準利率の推移と適用利率の例

短期プライムレート連動 長期貸出金利		適用利率 の例(*)
2025年4月1日	年2.375%	年2.875%
2024年10月1日	年2.125%	年2.625%
2024年4月1日	年1.975%	年2.475%

・短期プライムレート連動長期貸出金利については、長期変動貸出基準金利と表示されている場合があります。

※2025年4月1日以降に固定特約期間が満了し、変動タイプをご利用いただいているお客さまの最初の利率見直し基準日は2025年10月1日となります。

■固定特約タイプをお申し込みいただいた月の、新規お借り入れのお客さまを対象とした店頭表示金利（新規実行利率）が適用されます。

※ただし、お申込月の適用金利をご利用いただくには、お申込月の約定返済日までにお手続きを完了していただく必要があります。手続き方法（インターネット・窓口等）により申込期限が異なります。

■2025年5月の店頭表示金利（固定特約タイプ）  
2025年5月の約定返済日まで固定特約タイプをお申し込み・お手続きをいただいた場合の利率は下記となります。  
※店頭表示金利は毎月見直しを行います。

特約期間	固定1年	固定2年	固定3年	固定5年	固定7年
店頭表示金利	年3.53%	年3.99%	年4.01%	年4.46%	年4.50%

特約期間	固定10年	固定15年	固定20年
店頭表示金利	年4.41%	年5.65%	年6.03%

現在変動タイプをご利用中のお客さま

(\*) 本利率は、金利引き下げや保証料の金利組込等をご利用いただかない場合に適用となる利率です。